

令和5年度 低所得者緊急支援給付金のご案内

1世帯当たり10万円 (基本給付)

児童1人当たり5万円 (加算給付)

- 低所得者緊急支援給付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、家計への影響が大きい低所得者世帯の生活を支援するための新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円 (基本給付)

児童1人あたり5万円 (加算給付)

給付金の支給時期

次の日から1か月以内が目安です。

- ・確認書(または申請書)を受理した日

※書類に不備などがある場合、さらに時間を要します

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (基本給付)

基準日(令和5年12月1日)に輪之内町に住民登録があり、

「令和5年度の住民税均等割のみ課税されている世帯」

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

※租税条約に基づく課税免除の適用を受けている方は対象外です。

※令和5年1月2日以降に日本国外から転入し市町村の住民基本台帳に記録された者のみで構成されている世帯は対象外です。

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から輪之内町にお住まいの場合

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

給付金の対象と思われる世帯の方に次の書類が届きます

○**確認書 (返信が必要です)**

返信期限：令和6年6月30日(日)

※消印有効

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和6年4月8日(月)
～令和6年8月31日(土)

※消印有効

提出先【輪之内町役場福祉介護課】

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

支給対象となる世帯（加算給付）

- ①令和5年度の住民税均等割のみ課税されている世帯（基本給付対象世帯）
または
 - ②令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(7万円)受給世帯のうち
18歳以下の児童を扶養している世帯には、
児童1人当たり5万円（加算給付）を支給します。
- ※18歳以下の児童：平成17年4月2日生まれ以降の児童（基準日以降に生まれた新生児も含む）
※②に該当する世帯は加算給付のみ支給します。

給付金の支給手続き

I 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から輪之内町にお住まいの場合

- 輪之内町から確認書が届きます。
中身を確認して輪之内町に返信してください。
- 【確認事項】①記載された給付金振込口座番号に誤りがないか
②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
③対象児童は全員扶養しており、生計を別にしている児童は含まれていないこと（加算給付）



II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合 基準日以降に生まれた児童がいる世帯 別居監護する児童がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に
輪之内町役場福祉介護課の窓口に、直接または郵送でご提出ください。
※別居監護する児童がいる場合は、別居監護申立書を提出してください。




住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

輪之内町役場福祉介護課

 **0584-69-3128**

受付時間 平日8:30~17:15